令和元年7月17日受理した会津美里町職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行った結果を別紙のとおり公表します。

令和元年9月12日

会津美里町監査委員 鈴木 英昭

同 鈴木 繁明

会津美里町職員措置請求(住民監査請求)監査結果

第1 監査の請求

- 1 請求書の提出令和元年7月17日
- 2 請求人住所 会津美里町氏名 A氏

第2 請求の要旨

1 求める措置

建設水道課が行った高田地域門前町通りの盲人用タイルの修繕について、盲人用タイルの破損はB氏宅駐車場のコンクリート及びアスファルト敷き工事が原因であり、会津美里町がその費用を支払うことは不当であるため、工事依頼主(B氏)及び工事施工者(C社)に対し、タイル修繕に係る一切の費用を弁償させることを求める。

2 請求理由

- (1) 門前町通り道路沿に位置するB氏宅駐車場のコンクリート及びアスファルト 敷き工事が、令和元年5月7日乃至同月25日頃まで施工された。当該工事により、門前町通りのB氏宅前の盲人用タイルが破損した。
- (2) 当該工事直前には、B氏宅前のタイルにはひびも破損もなかったが、ダンプトラックにて砂利を敷くなどの作業直後に確認したところ、何枚ものタイルにひびが入っていたことを請求人が確認している。また、当該工事におけるタイヤローラの出入りの段階では、タイルはひびから破損へと転化しており、すぐ脇に位置する黒タイルにもひびが入っていた。
- (3) 当該工事完了後、破損及びひび割れたタイルが修復されないため、請求人は会 津美里町建設水道課へ通報した。2、3回目の建設水道課の対応では、「B氏は 認めている。タイルは弁償すると言っているが、タイル工事をした業者が倒産し、 タイルの手配に手間取っている。」との回答であった。

しかし、タイルの修理完了後に建設水道課に確認したところ、「B氏はタイルのひび割れや破損はしていないと言っている。」とし、「町でタイルを購入し、修理した。」との回答であった。

(4) 一度、加害者(B氏)が認めた事実を、その後B氏の恣意的且つ根拠のない、 さらには信憑性に欠ける話を聞き入れ、それによってその後の対応を豹変し、会 津美里町が代償して町民の血税を浪費しようとしていることは、不当性及び不適 切等々の問題がある。

- (5) 加害者(B氏) 宅の当該工事に伴うタイル破損等の被害者が会津美里町であると認識し、さらに、通報者(請求人)とも前述のとおり対応していたのであれば、会津美里町は警察へ被害届を出すべきであった。
- (6) 工事依頼主(B氏)及び工事施工者(C社)は、当該場所で作業するにあたり、 タイルの破損等は十分に予知できたはずである。また、B氏は当該場所の現況等 の周知を図り、危害防止対策の情報提供等の措置を講じなければならなかった。
- (7) 当該一連の工事を専門的な見地から分析してみても、国及び県、さらに他の自治体の担当職員は、通報があれば、事実確認をし、公有財産を破損した者に弁償させることは、当然の職務行為としている。

第3 請求の受理

本件請求は、令和元年7月17日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を 具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

- 1 監査の期間
 - 令和元年8月6日から同年9月10日まで
- 2 監査の対象部署

建設水道課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和元年8月6日付けで陳述の機会を付与する旨通知したが、請求人は出席しなかった。請求人は、請求の趣旨を補足するため、陳述書(2)を提出した。

4 関係人の陳述及び証拠提出

令和元年8月22日に建設水道課長ほか職員3名から陳述を聴取した。会津美里町長は、弁明書、証拠書類及び関係書類等を提出した。

第5 監査の結果

- 1 主 文 本件請求を棄却する。
- 2 理 由
- (1) 関係法令
 - ア 道路法

(工事原因者に対する工事施行命令等)

第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは 汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更す る必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた 道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行 させることができる。

(道路の維持又は修繕)

- 第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕 し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。 (原因者負担金)
- 第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

イ 会津美里町道路管理基準要綱

(道路管理者の行う義務)

- 第2条 道路管理者は、町道を常に良好な状態に保持し一般交通に支障を来 さないようにするため、次の業務を別表に定める級別維持管理基準により 行うものとする。
 - (1) 町道の新設、改良及び舗装工事
 - (2) 道路パトロールの実施
 - (3) 砂利道及び舗装道の補修
 - (4) 防じん剤の散布
 - (5) 町道の除雪
 - (6) その他町道に附属する施設の維持修繕に関すること。

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 会津美里町は、門前町歩道タイル修繕(会津美里町字川添地内)を行い、令 和元年7月25日、修繕料38,770円を支払った。

(3) 監査委員の判断

ア 請求者は、門前町歩道タイルの破損は、B氏宅駐車場のコンクリート及び アスファルト敷き工事(以下、「舗装工事」という。)が原因だと主張している が、舗装工事が原因であると特定する客観的証拠はなかった。ゆえに、B氏 を原因者として、タイル修繕に係る費用の支払いを求めることはできない。

イ 請求者が、2、3回目の会津美里町の対応で「B氏がタイルを破損させた ことを認めている。」と言っていたと主張しているが、会津美里町は、当時、 B氏が舗装工事を行っていたという事実を認めただけで、B氏がタイルを 破損させたことを認めたわけではなかった。

ウ 会津美里町は、請求者からの通報を受け、現場確認を行うとともにB氏に 対し2度にわたり事実関係を確認した。その際、B氏は「タイルは破損させ ていない。」と言っていること及び当該歩道には他のタイル破損箇所もあるこ とから、会津美里町は、タイルの破損は経年劣化による可能性が高いと判断し た。この会津美里町の判断について、妥当性を欠くものであったとはいえない。

以上のことから、本件タイルの修繕については、原因者が特定できないため、 会津美里町が歩道の安全性等を考慮し、道路管理者の責務として施工したもので あり、適切を欠くものであったとはいえない。

したがって、タイル破損箇所修繕に係る公金の支出についても不当なものとはいえず、また、会計手続きも適正に行われていることから、請求人の主張には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により主文のとおり決定する。

令和元年9月12日

会津美里町監査委員 鈴木 英昭

同 鈴木 繁明